

出席停止となる感染症

お子さまが下記の感染症にかかった場合は、学校保健安全法の規定により医師が感染のおそれがないと認めるまで、校長は出席を停止させることができることになっております。

校長からの出席停止の指示があった後に登校する際は、学校からお渡りする「登校許可について」に記入し、学級担任に提出してください。

また、下記の表にあります○印がついている疾病については、登校する際に医師の診断書(証明書)を添付してください。よろしくお願い致します。

対象疾病	出席停止基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふく)	耳下腺、舌下腺、顎下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘(水ぼうそう)	全ての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
○結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
○髄膜炎菌性髄膜炎	
○流行性角結膜炎	
○急性出血性結膜炎	
溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身症状が良ければ登校は可能
手足口病	全身症状の安定した者は登校可能
伝染性紅斑(りんご病)	発しんのみで全身症状のよい者は登校可能
マイコプラズマ感染症	急性期が終わり、全身症状のよい者は登校可能
感染性胃腸炎	症状が回復し、全身症状のよい者は登校可能

※「発症・発現・解熱・消退した後○日を経過」

⇒発症等した当日は0日とし、翌日から1日、2日・・・と数える。